

## 国家総動員体制下における教育制度改革 3

～青年学校令改正による男子義務制度の成立とその意義～

小 澤 熹\*

Education Reform under the National Mobilization in Japan during World war II 3  
～ Establishment of only teenage boys' duty (compulsory education) system  
by Youth school Ordinance Amendment and Its Significance ～

Hiroshi OZAWA \*

Key words : 青年学校

教育審議会特別委員会

青年学校義務制に関する答申

青年学校令の改正

Youth School (post Advanced Elementary Education)

Select committees of Educational Council

Report of Enforcement plan of compulsory Youth school

Youth school Ordinance Amendment

### はじめに

本論文は、東北女子大学・東北女子短期大学紀要(第50号)及び(第51号)に発表した「国家総動員体制下における教育制度改革～青年学校男子義務制化への動き～」及び「同 II～青年学校教育男子義務制実施案要綱の提示とその特色～」に続く論考である。

本論文では、政府の方針と教育審議会総会及び同特別委員会で陳述された各委員の意見等を踏まえながら、文部省によって試案的性格のものとして作成提示された「男子青年に対する青年学校教育義務制実施案要綱」(以下、義務制実施案要綱と略す)が、その後、特別委員会及び整理委員会の審議を経て、内容の確認と修正が行われ、最終答申案になっていく過程を始め、青年学校義務制の意義を明らかにすることを試みたものである。

したがって、第15回から第17回特別委員会において、各委員が発言した義務制実施案要綱に対する主な発言・意見等を検討することによって、義務制実施案要綱が修正され、付加される事項の内容及び理由等を明らかにしながら、第2回から第6回整理委員会において再確認手続きを経て作成された答申案及びそれに基づいて、1939(昭和

14)年に改正された青年学校令の特徴的内容を示して行くことにする。

また、青年学校男子義務制の実現が、その後の我が国の教育制度に与えた影響等についても考究する事とした。

### I. 「義務制実施案要綱」提示後における特別委員会の審議

文部省主導で作成した義務制実施案要綱が、1938(昭和13)年6月8日の第14回特別委員会で提示説明された。その特徴及び性格等については、本学51号紀要で、既に述べた通りである。本節では、その義務制実施案要綱の特徴的事項と議論の関心課題等を関連させて括った以下に示す標題で、その後の審議にみられる代表的意見等を中心に検討することにする。

#### 1. 全日制普通教育の延長論と定時制青年学校義務制との対立

これは義務制実施案要綱ではもちろん、教育審議会全体を通して最大級の課題となった事項でもあり、小学校教育の延長である全日制普通教育による義務教育延長論と定時制の青年学校教育による義務教育延長論との関係、対立問題として長く尾を引くことになる。実施案要綱が提示された後の本格的審議(第15回特別委員会1938年6月

\*東北女子大学

10日)開始の冒頭、田尻常雄委員が行った意見表明に、その典型を見ることができる。すなわち、要綱原案が示す青年学校義務制では、小学校6年修了後、高等小学校に進学しない者は、男子の場合、全員が青年学校普通科が義務となっているが、授業時数は、パート・タイム制の年間210時間である。「是ではどうも折角2年延長して一国の文化の向上を図ると言うことに徹底していない感じがする」<sup>(1)</sup>と述べたのである。同内容の意見は、関口八重吉<sup>(2)</sup>、上原種美<sup>(3)</sup>、佐々井信太郎<sup>(4)</sup>委員によっても発言される。また、田尻委員は普通科2年を義務制にするということは、義務教育年限8年延長の2年に加えることを意味するのかどうかをも確認したのである。<sup>(5)</sup>これに対して伊東延吉幹事長・文部次官は加えるつもりはないと答弁している。<sup>(6)</sup>何故この問題が、本審議会のはじめから、ことある毎に浮上して、問題視されたのであろうか。それには以下の事情が関係していたからである。もともと国民の義務教育延長問題は、明治40年以降、年限を6年から8年に延長する要望が出されていたし、大正・昭和期にかけての主要教育会議や各種の教育研究会<sup>(7)</sup>からも、高等小学校2年(男女共全日制)延長の8年制義務教育案が提案されていたのである。また、その考え方が大勢をしめていたのである。ところが、教育審議会発足時に、突然、時局的要請(1937年の日中戦争勃発との関連)ということで、教育審議会に諮ること無く青年学校義務制実施を閣議決定したことも、審議権無視問題等<sup>(8)</sup>としても紛糾させる原因となったのである。したがって、初等教育制度改革問題で、国民学校(1941・昭和16～1947・昭和22年までの日本の初等教育学校名)高等科2年までを義務教育として8年制義務教育案が決定されるまで、この問題に関する議論が続くのである。<sup>(9)</sup>特に義務制実施案要綱が示す青年学校義務制は、小学校6年修了後、高等小学校に進学しない男子の場合、全員が青年学校普通科が義務とされているが(実施案要綱第1項)、普通科の授業時数は、パート・タイム制で、年間210時間にしか過ぎない(第9項:教授及び訓練科目

並びに時数は現行通り)。そこに前掲委員の発言となるのであり、他委員の同様発言が随所にみられることになる。続けて田尻委員は、従前から小学校6年修了後の2年をどのような形で延長するかと言うことについては、多様な意見があったとして、青年学校普通科2年の延長論、小学校教育をそのまま2年延長して8年にする考え方、また、高等小学校2年、或いは程度の低い実業学校等の内容を改善して、それを2年延長に向ける考え方等を紹介した後、自らの意見として次のように述べている。「若し2年を他の制度によって延長するならば、この青年学校普通科は廃止すべきである」<sup>(10)</sup>と考えている。しかし、「それが不可能であるとすれば、青年学校普通科だけは「フル・タイム」詰まり小学校の延長と同じように「フル・タイム」によって立派なものにして国民的基礎教育をやる」<sup>(11)</sup>必要があると主張したのである。就業年限については、原則として普通科2年、本科5年の原案通りで良いとした。<sup>(12)</sup>

## 2. 女子の青年学校義務制問題

義務制実施案要項では、女子に対する義務制規定はみられなかったが、田尻委員は「女子の青年教育は義務制とするのでありますが、3年位で適当じゃないか」<sup>(13)</sup>と発言している。この表現から分かるように女子の義務制に対する強い要請とは受け取れない発言であった。それは時局的要請という閣議決定に抗しきれない事情を理解していたからであろう。また、就学年限についても3年くらいが適当として、その理由には結婚の年齢のことと徴兵制がないことをあげたのである。<sup>(14)</sup>

しかし、他の委員からも「成るべく速やかに当局に置きまして女子青年学校の義務制を確立されることを希望します」<sup>(15)</sup>との発言もあり、田所委員長としても「今、青年学校の全部に係っているので、要綱に女子義務はないが、総会でも多数の委員からの要望もあったので、特別委員会でも決定しなければならぬ一要項だと思う」<sup>(16)</sup>と述べ、時局的要請とはいえ、何らかの形で女子青年の教育問題に触れることを表明する方向を示したので

ある。その他女子の青年学校義務制についての直接的・積極的発言はなかったが、青年学校普通科の授業内容・時間数の改善等と関連して、「女子の義務年限延長時にも、それが転用できる」<sup>(17)</sup>こと及び視学委員として東京府下の状況視察の結果について、「女子学級、女子生徒がない青年学校があるが、女子に対しても義務制を及ぼすと云う立場からすれば、義務制にならなくとも、青年学校の女子の方面に、もっと力を向けるべきである」<sup>(18)</sup>との主張も行われている。しかし、これらの意見に対して、社会教育局長及び文部次官からの積極的回答はみられなかったが、女子に対する「日本精神の涵養上、女子にも義務制を急ぐべきである」という意見<sup>(19)</sup>については、同感の意が表明されている。<sup>(20)</sup>

### 3. 就学義務に関する年齢主義と学歴主義の問題

このことに付いては、義務制実施案要綱の第1項から第6項までの各規定が関係しているが、最も重要な第1項では「左記各号の一に該当する者を除く(ア)の外男子青年は年齢12歳より19歳の間に於いて青年学校に就学する義務(イ)あるものとし、就学該当者の保護者(親権を行う者、親権を行う者なきときは後見人)は就学該当者を青年学校に就学せしむる義務を負うものとする」と規定していたことに関連して疑問が提起されたのである。<sup>(21)</sup> (下線、(ア)、(イ)表示は筆者)。すなわち、下線(ア)部分の各号(1)～(4)の該当者は青年学校の就学義務が無い者であり、次に示す各号の生徒にあたる。各号の(1)小学校就学義務ある者又は現に小学校に在学する者。(2)現に高等学校尋常科、師範学校、中学校及び実業学校に在学する者。(3)中学校第4学年修了者、尋常小学校卒業程度を以て入学資格とする修業年限4年の実業学校卒業生、高等小学校卒業程度を以て入学資格とする修業年限2年の実業学校卒業生その他。(4)陸海軍の現役に在る者及び陸海軍諸学校に在学する者とされた。戦前の学校体系は複線型で、中等学校レベルの学校の修業年限等も多様であるが、例えば、(3)号の卒業生は16歳であ

り、上記の下線部(イ)の19歳規定に達していない。そこに義務の対象が二様になっているとしての質問が出される。すなわち、徴兵適齢の19歳までの年齢条件と中等教育修了者(4年修了者の場合・16歳)の場合、19歳未満である。したがって、年齢に重きを置いているのか、学歴・教養に重きを置いているのか、どちらが主体なのかということで、「中学4年の教養を積んだから後は青年学校に入学して教養を積む必要は無いと考えているのか。最初考えたのは徴兵適齢になるまで、何らかの形で絶やさないとしたことだったと思う」<sup>(22)</sup>がどのように解釈しているのかと疑問がだされたのである。

これに対する社会教育局長(田中重之)の答弁は「青年学校の教育はその本質からして考えて、大体ある一定の期間まで学校によるところの国家の教養を絶たしめない」という点に特徴があることは勿論で、原則として適齢(徴兵適齢のこと)の直前まで青年学校に就学せしめることが本則であると同時に、他方、相当の学力を持っている者については、諸般の事情を考えて例外措置として、19歳未満の場合でも義務制を免除することとした」<sup>(23)</sup>というものであった。この件に関しては、その後それほど問題にならなかった。それは、当時の中等教育機関へ進学しない者は約80%もあり、かつ壮丁検査時の学力試験の学歴別の正答率を見ても、尋常小学校卒業者と青年学校本科卒業者や中等学校進学者等の間には大きな得点差が見られたからである。<sup>(24)</sup> この学力差に視点を置いて見れば、局長答弁には少し疑問が残ると言える。中等教育機関以上の学校へ進学しない多数者に視点を置けば、年齢主義主流論が成り立つが、将来の兵卒予定者の学力維持が中心課題であったことは明らかである。<sup>(25)</sup>

### 4. 就学該当者と保護者双方の義務履行規定

これは前述した義務制実施案要綱第1項の規定にみられるもので、就学者本人と保護者の双方に義務を負わせる文言になっている点が問題視されたのである。もう一度要綱の第1項を示すことに

する。

「左記各号の一に該当する者を除くの外男子青年は年齢12歳より19歳の間に於いて青年学校に就学する義務あるものとし、就学該当者の保護者（親権を行う者、親権を行う者なきときは後見人）は就学該当者を青年学校に就学せしむる義務を負うものとする」と規定している点に疑義が提起されたのである。\*（下線表示は筆者）。

要綱第1項の下線部を注視してみると義務を負う者が就学者自身とその保護者になっている。このことに関して、「特に12歳から14歳の者に義務を負わせることが適当であるかどうか。小学校でも14歳以下の者については、当人に義務を負わせていない。また刑法上の責任能力のない者であり、そういう年齢段階の者に公の義務を負わせるのには疑問がある。とにかく見慣れない感じがするので説明して欲しいし、なぜそう言う年齢段階の者に義務を負わせることにするのか疑問である。また、義務不履行者に対する制裁は好ましくないという局長の答弁であったが、保護者等には（筆者）行政執行罰は付けるべきではないか<sup>(26)</sup>と言うものである。これに対して田中社会教育局長は「青年学校義務の本体が二つあるのは変では無いかと言うことであるが、保護者の義務は子供を就学させる義務であり、青年自身は就学する義務である。両者が並存して初めて就学義務が全うされるのでなかるうかと思う。外国の例などでも概ね実業補修教育を義務づけている場合は、青年自身にも義務を負わせ、それに違反した場合、罰則をかける。保護者に対しても罰則を設けている。しかし青年学校制度では義務違反者に罰則を科さないことにしているので、刑法上の責任のない者に義務を負わせてもよいのではないか<sup>(27)</sup>と答弁したのである。しかし、下村委員は納得しないで、第16回特別委員会で、再度この問題を探り上げて次ぎのような主旨の発言を行っている。「私は、前回12歳から19歳の者に、新たに就学の義務を負わせることについて少し疑問があると申し述べました。一応お答えをもらったのであるけれども、更に少し考えて見ると一層深い疑義が生じて

来たのである。それは、両親の方は未成年者に対して監護教育をなす権利を有し義務を負うということが民法で法定されており、これを勅令である小学校令で、両親に義務を負わせることは、法律で決まった範囲内でやらすのだから、無論違憲云々の問題は起こってこないと思う。しかし要綱案では12歳かから19歳までの青少年に全く新たな法令上の義務を課することになるので、或いは憲法の規定に違反するのではないかという疑いが起こって来たのである。この点当局ではどのように考えているのか<sup>(28)</sup>と説明を求めたのである。これに対して、田中社会局長は、「仮にこれを勅令を以て義務を課しても憲法違反にならないと考えているし、こういうことを勅令を以て規定できるように日本の憲法はできている<sup>(29)</sup>と答弁したのであるが、下村委員は再度前掲主旨の発言に加えて、「就学者自身に義務を負わせることは、有職青年の居住移転の自由を制限を加える疑いがあるので、憲法論だけでなく慎重にやって欲しい<sup>(30)</sup>と主張した結果、「ただ結論だけ話しても無駄なことだから、さらに一層の研究をしてお話しをする<sup>(31)</sup>と云うことで決着が図られている。

雇用者の修学督励義務に付いては、義務制実施案要綱第14項は「雇用主は就学該当者に対し就学するに足るべき時間を与え且つ其の就学を督励する義務あること」としているが、これについて、下村壽一委員は「雇用者が就学該当者に対して、本当に督励したか、どうかの実際はよく分からないし、督励義務を認定するうえで困難である。青年学校へ行く時間の保障と給料を与えるという事がよほど大事な点であろう。もっと詳しく規定すべきである<sup>(32)</sup>と発言している。これに対して、田中局長は「就学時間を与えると同時に給料を減らさない。私どももそうありたいと考えている。そこで関係省と協議をして有効な結果があがる立法措置を望んでいる<sup>(33)</sup>と答弁している。また、香坂昌康委員は、保護者及び雇用者の義務の履行を徹底すべきであるとの立場から、就学該当者は「小学校の児童などと違って、働くべき年齢にある者であるから、義務の履行を徹底するために

は、崇高な理想論だけでは実現しがたいので、制裁措置も必要だと思う。法の規定が無くては義務履行は困難である」<sup>(34)</sup>と述べ、義務不履行者に対する法的制裁措置をとることを主張したのである。

これらの意見に対して、伊東次官も、従来から労働時間の制限に関する社会立法等を適用してきたことや、生徒が履修しなければならない授業時数等をも考慮しながら、社会立法で対処を考えて行きたいと答弁している。<sup>(35)</sup>

病気及び貧困等による就学義務免除については、第7項の瘋癲白痴又は病弱等の事由による就学義務の免除についてはほとんど問題にされなかったが、第15項 貧困の為就学困難なる生徒の就学を奨励するため施設を講ずること、について「これは誠に結構な事であるが、この措置を講ずるために何か具体的な案をもっているのか。これを徳義的義務として市町村に奨励する意味であるのなら、実施は困難であろう。また、実施案要綱第17項で、授業料不徴収を原則としながら、徴収の例外を認めているが、その限度額を定める必要があるのではないか」<sup>(36)</sup>との意見がみられた。この救済措置等について、香坂委員は「貧困者に対する就学奨励の社会的施設（社会的措置・筆者）は、国家が相当考えなければならない事項である」<sup>(36)</sup>ことを強調している。これに対して伊東次官は、「誠にもっともで、国費の支出に地方の負担も合わせ、できるだけ困難を排除したい」<sup>(37)</sup>と回答したのである。

## 5. 青年学校教育の充実方策

この件については、(1) 青年学校教育の内容充実、(2) 有能な教員の採用と師範教育の改善、(3) 青年学校の独立校舎化等が中心的課題になっている。

### (1) 青年学校教育の内容充実

主として「青年学校教授及び訓練要目」の科目・内容及び授業時数をめぐって意見が述べられている。「授業科目については、修身及び公民科、普通学科、職業科、教練科の四つに大体分けている

が、職業科を徹底してもらいたい。ドイツでは優秀な教員として「マイスター」がやっていたりして、地方における工業が発展している。職業科は地方の特性を考慮すべきであり、青年学校修了時には立派な職業人になれるようにしなければならない。したがって立派な職業人を育成するには片手間的な一時的の教員では立派な成績をあげることは困難であるので、待遇の問題も関連させて、有能な人材を厚遇して迎え入れるべきだ」という主張である。<sup>(38)</sup>

また、「青年学校の教育は非常に成績を上げていると思うが、一番主な点は教練だと思う。その他の普通の学科、職業科と云うものは実際をみると情け無くなるほどの不審な点があるのではないかと思われる。したがって、教練以外の方面をも十分に充実するため、経費と努力をかける必要がある」<sup>(39)</sup>として文部省の考えを尋ねている。

これに対して「教練が相当徹底しているのは指導者が充実していること等と関係していると思う。青年学校創設当時は教授訓練要目の内容が不十分であったが、最近に至って要目も整ったので更に十分検討して、教練以外の方面でも十分に成績が上がるように努力したい」<sup>(40)</sup>と答弁している。

また、下村寿一委員は、実施要綱案第9項で、「教授及び訓練科目並びに授業時数は現行通り」となっているが、当局の説明では、現在180万人の不就学者がいるということであるが、その理由は、貧困とか職業に従事しているからという理由だけでないと思う。良く耳にするのは、青年学校の教授内容や訓練が青年を惹きつける力がないということであるので、余程の改善の余地が在るのではないか。もちろん優秀な教員、立派な教科書を用いる事も大切であるとお考えのようではあるが、現行通りでよいのか。再検討を要するのではないかと思う。また青年体位の向上とも関係するが、四角四面の教授訓練だけでなく、外国でもやっているジャンポリー等は、音楽も、競技も運動もやるし、あるいはキャンピングもやるというようなものを取り入れていく必要がある。現行通

りの科目、授業時数が適当であるかどうかもある必要がある。今までは、青年学校を修了すると兵役法上の特典・入営期間の短縮があって、それが「一つの餌になっていた」が、特典に替わる吸引力等についても余程考える必要がある<sup>(41)</sup>との発言がみられた。また、現行通りの授業時数（年間210時間）に関しては、「期待に反している。普通科は少なくとも300時間、本科1・2年生は250時間以上、3～5年生は210時間以上、必要と思う。当局の説明もたりないが、現状の不就学者180万人の改善をするという点からすれば、年間210時間でも大進歩といえるので、まあ実施案としてはこれで良いのではないかと思う<sup>(42)</sup>」という消極的賛成論も見られた。他方、授業時数の増加による内容充実に対しては、「教養を与えるということで青年学校の教育時間をむやみに増やす訳にはいかない。勤労青年の置かれている現状の認識、青年学校の性格から、最低限、現行の年間210時間プラスどれくらいが最高限度かを示して欲しい<sup>(43)</sup>」。

さらには、「イギリスでは、エデュケーション・アクトで補習学校の最高授業時数を定めている。ドイツでも定めている。中途半端な普通科が350～400時間にしたりすると、高等小学校の就学等に悪い影響を及ぼす危険がある<sup>(44)</sup>」との立場からの強い発言も行われた。

## (2) 有能教員の採用と・師範教育の改善充実

青年学校教育の充実のために、指導者として有能な教員を得なければならぬので、実施案要綱第18項で、昭和13年度及び昭和14年度に於いて教員の臨時養成を為すこと。昭和14年度以降に於いて教員養成施設を整備拡充し教員資質の向上を図ること。第19項で、中央及び地方の指導監督機関を整備充実することが掲げられている。このことと関連して、当時の青年学校教員の養成、待遇等の実情及びその改善の方向性を見てとれる発言等をみることにする。

典型的な意見として、三國谷委員は「青年学校教育の充実には専任教員の配置（1学級3名程

度）と学級組織の編成をすべきであること。また、青年学校教員は地位、待遇等について非常に不安を持っている。それは、青年学校教員養成所卒業者にたいして教員免許状を授与しない制度になっているからである。小学校教員の免許状・尋常科正教員免許状ないしは本科正教員の免許状をとれるようにしたら良いのではないか。例えば現在、多くの青年学校長は小学校長が兼任しているが、小学校教員の免許状を持たない専任教員は校長になる道はふさがれているし、その他、給与等待遇の面でも不安定な状況が見られる。町村の青年学校教員の給与額については予算編成期に削減されたりするので不安が大きい。給与に関する義務額（最低限の給与額・筆者）を定める考えはないのか。青年学校教育は、大衆教育であるから、免許状を出さないという従来からの考えがあるようだが出すようにしたらどうか。授業については、教練科は高い成績を上げているが、その他の科目は非常に不十分な点がある。教練には上級将校等の査閲があるが、他の科目については県学務部等の視察はないようだが、義務制になるのだから、いろいろな充実向上策をとって欲しい<sup>(45)</sup>」との意見を述べている。

この意見に対して、社会教育局長は、「学級に関しては実情は非常に区々雑多で、生徒数も種々多様のままであるが、義務制実施後は特別の山間僻地以外のところでは、3学級程度は作れるのが常態となるのではないか。教員の地位の不安定等については、確かに小学校教員については給与の義務額が定められているが、現在の経済状況からすると十分な効果をあげているとは言えない実情があるので、青年学校教員に適用する考えを持っていない。しかし、義務制実施後は教員俸給については、国庫と地方の負担区分の問題を慎重に研究して、妥当な解決を告げなければ成らない。その暁には相当の安定をみると考えている。青年学校教員の免許状については、教員養成所卒業生に特に免許状を発行しないで、教員資格規程によって教員になり得る資格を与えている。免許状付与の熱烈な希望があることは理解しているが、青年

学校教員は社会の広範な分野から適格者求める建前になっているので、免許状付与を差し迫った問題とは考えていないが、その利害得失について今後研究を続けていく考えである。さらに教練とその他の授業の充実度については、指導者人材の充実度と確かに査閲制度等の関係があるかもしれないが、実業科の優秀な教員で成果をあげている学校も多くあり、全体的にみて劣っているとは思わない<sup>(46)</sup>と答弁している。教練担当者の充実度については、軍縮条約による師団削減等で多数の予備役将校、除隊下士官等が一般社会で在郷軍人として生活していた事も関連している。筆者は昭和19年に1年生として農村部の国民学校に就学していたが、青年学校が併設されており（全国的にこの方式が多かった）、教練がある日には、近所の農家の在郷軍人であるT伍長が、金筋1本に星一つの階級章を付けた下士官軍装で出校し、校庭で教練をしている姿をよく見かけていた。したがって、農山漁村でも教練の担当者を得ることは他の教員に較べて容易であったとみてよい。

その他、田尻常夫委員も「最も重要な事は優良な教員を得ることであり、青年学校の成績を上げるには、師範教育のあり方が一番の根本問題である。しかも専任の教員をなるべく多数得る必要がある。また、今各府県で来年度（昭和14年度）から実行される青年学校の実業科の教員養成をしているが、多数は普通中学校の卒業生に1年間の教育を施す速成教育であって、実業学科を担当するには全く不十分である<sup>(47)</sup>」との意見を述べている。

これに対して香坂委員は、青年学校の専任教員の多くは職業科担当であるが、それだけでなく、少なくとも日本人の性格を養う素養を持っている教員、すなわち修身、公民、国史分野の素養のある専任教員の養成の重要性を主張すると共に、教練科以外の一般教育の貧弱な実情や県学務部等の視察・監督の強化等について、三國谷委員の考えに賛同の意を表明している。<sup>(48)</sup> さらに上原種美委員も「教員養成は極めて重要であり、教員養成所の就業年限は、近年では大体2年になっている

が、青年学校教員は、中等学校教員と同等以上の素養を必要とすると思うので、これを3か年に延長しなければならない。また、教員の給与、待遇等を師範学校卒業生と同じくするために少なくとも給与の全額を国庫負担にして欲しい<sup>(48)</sup>」との要望意見を強く述べている。また、「教員養成所は、全国に約50あるが、独立校舎を持っている所は、5～6校にすぎない。あとは農学校、農事試験場、師範学校及び専門学校に付設されたもので不便であり不完全である。少なくとも専用の建物を持ち設備を整えるべきである<sup>(49)</sup>」との要望も述べている。これに対して、社会教育局長は「教員養成の方法をさらに一層考究したい<sup>(50)</sup>」と答弁している。教員養成のあり方、専任教員の充実等については、伊東次官も財政上の問題もあるので漸次進めて行きたい旨を表明していたのである。<sup>(51)</sup>

### (3) 青年学校の独立校舎化

「現在の青年学校は独立の学校は少なく、多くは小学校に併設されている。これをできる限り独立校にして内容、設備等をする必要がある<sup>(52)</sup>」との発言をはじめ、「小学生用の机・椅子での学習は苦痛であり健康上もよくない。また独立した小さい小屋でもよいから、実習室等を準備してやるべきではないのか<sup>(53)</sup>」の発言もみられた。これに対して伊東幹事長は、「お説の通りであり、現在の青年学校の施設設備は誠に不十分であり、その欠点をなくするよう努力するつもりである。都市等では相当新設の青年学校を設置する必要があると思う。経費の許す限り、相当な補助金支出をしたい<sup>(54)</sup>」と答弁したのである。

## 6. 日本国民の精神教育

国家総動員期には精心総動員の必要がさげばれて「国体明徴ニ関スル件」（政府声明・1935（昭和10）年8月3日）及び「国体の本義」の編纂配布（文部省発表1937年・昭和12年5月）<sup>(55)</sup>が行われている。この時期に教育審議会の審議が開始されたのであるから、当然、日本国民の精神教育についての意見も表明されている。すなわち、「青年学

校は国民大衆の中等教育機関として重大な任務を負っている。これが旨く行くか行かないかは国家の盛衰に関係している。殊に重大な時局に際し、いたづらに机上の問題として論議すべきではない。女性には家事裁縫も必要であるが、修身と公民を一丸となって婦人に注入することが目下の急務である。国民精神総動員中央連盟では妙な化け物の様な髪型の流行に警告発することになった。また、男女の別なく修身では、教育勅語と国民精神作興の詔書を本にして心に刻み込んでいく必要がある。真の一君万民思想、国体主義をわかりやすく具体的に展開し、青年団、各種の社会教育団体等と連携して精神教育を徹底しなければならない」<sup>(56)</sup>等々の発言がみられた。

## Ⅱ. 特別委員会の整理委員会でまとめた答申案

第17回特別委員会（昭和13（1938）年6月17日）を以て青年学校の審議を終わり、答申案をまとめるための特別委員会整理委員会が同日組織された。委員には1番・後藤文夫、30番・下村壽一、36番・田中穂積、38番・関口八重吉、48番・香坂昌康、53番・森岡常蔵、63番・佐々井信太郎、68番・林博太郎、71番・三國谷三四郎の9名が選出されている。また、委員長には、林博太郎委員が互選されて、特別委員会で表明された意見等についての再確認と整理のための質疑応答が繰り返される。その結果、第6回整理委員会で、青年学校義務制実施上、政府が留意しなければならない事項が11項目に整理されて示された。また、義務制実施案要綱第1項で、義務履行責任者が生徒と保護者の双方になっていることで問題となった規定文言の訂正<sup>(57)</sup>も報告された。引き続きここで示された留意事項及び実施案要綱の訂正箇所について、逐条審議が行われた後、整理委員会案が承認されたのである。同日直ちに第18回特別委員会に送付され、審議の結果大きな問題もなく満場一致承認されている。<sup>(58)</sup>

このようにして、確認された留意事項と義務制実施案要綱の義務履行責任者が一元化された規定文を以下に示しておく。

### 青年学校教育義務制ニ関スル件報告<sup>(59)</sup>

本委員会ハ曩ニ審査ヲ御付託相成リタル諮問第1号ニ付鋭意審査中ノ処不取敢青年学校教育義務制実施ニ関シ審査ノ結果別紙ノ通り答申相成リ然ルベキモノト認ム

右及中間報告候也

昭和 年 月 日

諮問第1号 特別委員長 田所美治  
教育審議会総裁 原 嘉道殿

### 青年学校教育義務制実施ニ関スル件答申

国会ハ諮問第1号ニ付鋭意審議中ノ処不取敢青年学校教育義務制実施ニ関シ別紙ノ通及答申候也

昭和 年 月 日

教育審議会総裁 原 嘉道  
内閣総理大臣 公爵 近衛文麿殿

我ガ国内外ノ情勢ノ推移ト国運ノ発展ト二伴ヒ帝国ノ使命彌々重キヲ加フル秋、青年教育ノ普及徹底ヲ図リ、国体ノ本義ニ基キ、生徒ノ実生活ニ即シテ其ノ心身ヲ鍛錬シ、国民精神ヲ振作シ、体位ヲ向上シ、産業ノ振興地方ノ開発ニ寄与スルト共ニ国防ノ根基ニ培フハ喫緊ノ要務タリ。政府ガ曩ニ青年学校教育ヲ義務トスルノ方針ヲ決定セラレタルハ寔ニ当ヲ得タルモノト謂フベシ。其ノ実施ニ当タリテハ政府ハ宜シク現下ノ時局ト青年学校教育ノ本旨トニ鑑ミ彌々重大ナルベキ今後ノ時局ヲ負担スルニ足ルベキ皇国青年ヲ鍊成スルノ決意ヲ以テコレニ当タリ一層其ノ教育ノ特色ヲ發揮スルト共ニ其ノ内容ノ充実向上ニ努メラレシト望ム。

義務制実施ノ内容ニ付イテハ文部省調査ニ係ル別紙実施案要綱ハ之ヲ適当ト認メルモ、尚政府ハ特ニ左記事項ニ留意シ、且地方財政ニ及ボス影響、生徒並ニ父兄ノ負担当ヲ考慮シテ周到ナル施設ヲ講ジ義務制実施ノ目的達成ニ万遺漏ナキヲ期セラレタシ。

記

一 青年学校ハ国体ノ本義ニ基キ職業及實際生活ニ即シテ皇国青年ヲ鍊成スル教育タルコトヲ本

旨トシテ之ヲ基トシテ関係法令制度等ヲ整備確立スルコト

一 青年学校教育ノ刷新振興ニ付テハ克ク今後ノ青年学校教育ヲ担当スルニ足ルベキ教員ヲ得ルコトヲ切要トスルヲ以テ教員並ビニ教員養成ニ付イテハ政府ハ十分意ヲ注ギ特ニ左記事項ニ留意スルコト

- (一) 皇国青年ノ鍊成ニ付十分成ル精神ト能力トトヲ有スル教員ノ養成ニ努メルコト
- (二) 青年学校教員養成所ノ修業年限ハ3年以上トスルコト但シ差シ当タリ現制ノママトシ ソノ内容ヲ改善スルコト
- (三) 青年学校教員養成所長ノ人物選考ニツイテハ特ニ留意スルコト
- (四) 工業、商業及水産ヲ担任スル教員ノ養成ニ付イテハ、国ニ置テ適當ノ施設ヲ為スコト 農業を担任スル教員ニ付イテモ必要ニ応ジ 国ニ置イテ適當ノ施設ヲ為スコト
- (五) 道府県立青年学校教員養成所ハナルベク 独立セシムルコト
- (六) 青年学校教員ノ再教育ニ付キ適當ノ施設ヲナスコト
- (七) 各青年学校ニ漏レナク相当員数ノ専任教員ヲ配置スルコト
- (八) 青年学校教員ノ待遇ハ概シテ低位ニアルヲ以テ之ガ向上ニ努メルコト

一 普通科ノ就学義務ニ付イテ差シ当タリ之ヲ実施スルモ更ニ義務教育年限延長ノ問題ト関連シテ根本的ニ考究スルコト

一 就学ニ関スル義務ヲ履行セシムル方法ニ付イテハ社会ノ事情ニ応ジ適當ニ考慮スルコト

一 教授及ビ訓練時数ニ付イテハ義務トシテ課スベキ最高時数ヲ定メルコト

一 差シ当タリ修身及公民科ニ付 国定教科書ヲ編纂スルコト

一 青年学校ノ教育及設備ニ付イテハ生徒ノ体位向上ヲ図ルヨウ特ニ留意スルコト

一 青年学校教育義務制実施ノ趣旨ニ鑑ミ青年ニ対シアマネク教育ノ機会ヲ与エルタメ就学奨励ニ付イテハ十分ナル方策ヲ樹立スルコト

一 青年学校ニ対スル指導ニ付イテハ従来概シテ不十分ナル憾ミアルヲ以テ義務制実施ニ伴ヒソノ機構ヲ確立シ之ガ徹底ヲ期スルコト

一 青年学校教育振興ノタメ市町村ニ適當ニ機構ヲ整備スルコト

一 女子ニ対シテモ成ルベク速ヤカニ青年学校教育ヲ義務トシ、ソノ教授及訓練期間ハ普通科2年本科2年乃至3年トスルコト

家事及裁縫科ニ付イテハ地方ノ実情ニ適応セシメルト共ニ特ニ理科的知識ノ啓培ニ努メルコト

\*訂正された実施案要綱の第1項

「左記各号ノ一ニ該当スル者ヲ除クノ外「年齢十二歳ヨリ十九歳九マデノ男子青年ヲ青年学校就学該当者トシ」就学該当者ノ保護者（親権ヲ行フ者、親権ヲ行フ者ナキトキハ後見人）ハ、之ヲ青年学校ニ就学セシムル義務ヲ負フモノトスルコトと」

以上の留意事項は、前章でみてきた特別委員会における各委員の発言・意見等とその疑問等に応えた文部省側の答弁内容の殆ど全部が組み込まれたものになっている。また、実施案要綱の第1項は上記のように修正され、生徒と保護者双方の義務履行規定が、保護者に一元化されて、前章で触れた下村壽一委員と文部省側の対立的立場に決着が付けられることになった。

以上のような審議を経て、留意しなければ成らない必要事項が定められと共に実施案要綱の1部も修正されて、答申案の全体像が完成されることとなった。最終手続きとしては、上記の答申案が、教育審議会第9回総会（昭和13・1938年7月15日）で承認されて、近衛内閣総理大臣に対する正式答申となったのである。

### Ⅲ. 青年学校令改正による青年学校男子義務制の成立

以上述べてきた審議内容を反映した答申を受けて、政府は直ちに青年学校令の改正に着手し、昭和14（1939）年4月26日に青年学校令の改正公布<sup>(60)</sup>を行ったのである。

本令は、第1章の目的以下、課程、就学、教員、

設置、費用負担及授業料、管理及監督、補則の8章40条から成っており、昭和10(1935)年に制定された最初の青年学校令が、章だての無い13条構成であったのと比較すると形式、内容とも整備されたものになっている。第1条の目的規定は旧令と同じであるが、課程の章では、普通科・本科・研究科の設置・修業年限及び男女の教授・訓練時数を、就学の章では入学資格をはじめ、義務就学期間・就学者・義務を負う者及び義務除外者等を答申通りに規定している。教員の章では資格と専任教員の配置を、費用負担及び授業料の章では負担者と費目、授業料徴収に係る規定を明確にしている。管理及び監督の章では学校設置学区に学校長・教員を加えた学務委員会設置の規定を新設している。これらの事項は、特別委員会の議論及び答申の必要留意事項、実施案要綱の内容を、その善し悪し評価は別として、ほぼ正確に盛り込んだ法令となっている。また、付則で、本令は公布の日から施行する、と規定されており、普通科1・2年生は即日義務制になり、本科1年生は翌年から逐年進行で義務化されて、昭和19(1944)年度をもって義務制度が完成することになっていた。なお、青年学校教育の質向上及び教員の地位・待遇の改善への土台作りと関連して、教員養成方式の改革について強い要望が出されていたが、これとの関連で青年学校教員養成所規程が改正<sup>(61)</sup>されて、修年限の延長等が行われている。そして昭和18(1943)年の師範学校令の改正によって、全国一斉に師範学校、青年師範学校が県立から官立(国立)専門学校に昇格したのである。このことが戦後の学制改革時において、新制大学の一部を担う事につながる結果となったのである。例えば青森県の場合でも就業年限が3年になった青年学校教員養成所が、青森師範学校に併設されていたのであるが、青森空襲後、分離独立して野辺地町に移転した関係で、戦後ながら、弘前大学教育学部野辺地分校、同附属中学校が置かれていたのである。<sup>(62)</sup>

青年学校男子義務制は、戦時対応の政策として、急遽法令化されて実施されたのであるが、前

述のごとく完成年度が昭和19年度であったため、戦時特令により完全実施を見ることはなかった。しかし、戦後の食糧不足をはじめとする非常に貧しい国民生活の中で、例えそれが強力な占領政策の一環であったとしても、新学制による新制中学校3年までの9年間の義務教育、新制高校、小中学校教員の大学における養成等々の大改革は、教育審議会の答申による青年学校義務制化、小学校教育の国民学校への転換と8年義務教育制度化並びに教員養成学校である師範学校の専門学校への格上げと官立(国立)学校化の前提条件があったのことで評価できると考えている。もちろん、ここで展開実施された教育は、皇道帰一の軍国主義国家を作る目的から民主的平和国家を形成する教育理念に転換されていた事はいうまでもないことである。

#### 【注】

\*注がついている議事録の引用文は、筆者が発言主旨を要約引用したものである。また、議事録、要綱、答申文等はすべて旧漢字とカタカナを使用しているが、読みやすくするため、できるだけ現在の漢字とひらがな表記に直して記述した。但し最終答申文は原文に即した。

- (1)『教育審議会諮問第1号特別委員会会議録』第4輯 復刻版 宣文堂 昭和45年 2頁
- (2)前掲特別委員会会議録 第4輯 43頁
- (3)前掲同書 第4輯 64頁
- (4)前掲同書 第4輯 65頁
- (5)前掲同書 第4輯 44頁
- (6)前掲同書 第4輯 44頁
- (7)文部省教育調査部『学制に関する諸調査会の審議経過』石川準吉『総合国策と教育改革案』清水書院 昭和37年 資料編548~993頁
- (8)『近代日本教育制度史料』第14巻 講談社 昭和55年 485頁・教育審議会第2回総会議事録 小澤 熹「国家総動員体制下における教育制度改革」~青年学校男子義務制化への動き~70頁参照 東北女子大学・東北女子短期大学紀要 第50号所収
- (9)小澤熹論文「教育審議会による国家総動員体制下の教育改革」59頁 『講座日本教育史4現代I

- ／現代Ⅱ』昭和59年 第一法規出版 所収
- (10) 前掲特別委員会会議録 第4輯 2頁
- (11) 前掲同書 第4輯 2頁
- (12) 前掲同書 第4輯 2頁
- (13) 前掲同書 第4輯 3頁
- (14) 前掲同書 第4輯 3頁
- (15) 前掲同書 第4輯 15頁 下村寿一発言
- (16) 前掲同書 第4輯 18頁
- (17) 前掲同書 第4輯 105頁 佐々井委員発言
- (18) 前掲同書 第4輯 126～7頁
- (19) 前掲同書 第4輯 76頁 松井茂委員発言
- (20) 前掲同書 第4輯 81頁 伊東延吉文部次官発言
- (21) 前掲同書 第4輯 3頁
- (22) 前掲同書 第4輯 6～7頁
- (23) 前掲同書 第4輯 10頁
- (24) 前掲小澤 熹論文・本学紀要第50号所収  
72～74頁  
学力検査の原資料：文部省社会教育局「昭和12年度壮丁教育調査概況（自昭和12年至る昭和14年）」宣文堂書店 昭和48年 復刻版 53～65頁。
- (25) 『文部時報』第628号14～20頁「昭和12（1937）年度全国壮丁の教育状況」文部省社会教育局。
- (26) 前掲特別委員会会議録 第4輯 14～18頁  
下村寿一委員発言
- (27) 前掲同書 第4輯 20頁
- (28) 前掲同書 第4輯 82頁
- (29) 前掲同書 第4輯 82頁 同前局長答弁
- (30) 前掲同書 第4輯 83頁
- (31) 前掲同書 第4輯 83～4頁
- (32) 前掲同書 第4輯 15頁
- (33) 前掲同書 第4輯 21頁
- (34) 前掲同書 第4輯 25～6頁 香坂正康委員発言
- (35) 前掲同書 第4輯 37頁
- (36) 前掲同書 第4輯 18～26頁 香坂委員発言
- (37) 前掲同書 第4輯 29頁
- (38) 前掲同書 第4輯 3～4頁 田尻委員発言
- (39) 前掲同書 第4輯 9～10頁 三国谷委員発言
- (40) 前掲同書 第4輯 13～14頁
- (41) 前掲同書 第4輯 16～17頁
- (42) 前掲同書 第4輯 60頁
- (43) 前掲同書 第4輯 36～37頁
- (44) 前掲同書 第4輯 56頁
- (45) 前掲同書 第4輯 7～10頁
- (46) 前掲同書 第4輯 11～14頁
- (47) 前掲同書 第4輯 3頁
- (48) 前掲同書 第4輯 26～27頁
- (49) 前掲同書 第4輯 61頁
- (50) 前掲同書 第4輯 71頁
- (51) 前掲同書 第4輯 27～28頁
- (52) 前掲同書 第4輯 2頁
- (53) 前掲同書 第4輯 55頁 佐藤寛次委員発言
- (54) 前掲同書 第4輯 55頁
- (55) 『近代日本教育制度史料』第7巻  
345～346頁、351～355頁
- (56) 前掲特別委員会会議録 第4輯 70～79頁
- (57) 『教育審議会諮問第1号特別委員会 整理委員会会議録』第1輯 237～240頁
- (58) 前掲特別委員会会議録 第5輯 29頁
- (59) 前掲整理委員会会議録 第1輯 237～239頁、  
前掲特別委員会会議録 第5輯 3～6頁
- (60) 改正青年学校令全文：『近代日本教育制度史料』  
第3巻 557～564頁
- (61) 「青年学校教員養成所規程」前掲同書  
第5巻 538～540、574、597～598  
前掲同書 第6巻 3～31頁
- (62) 青森県教育史編集委員会『青森県教育史』  
第2巻 1974年 1038～1040頁  
弘前大学創立50周年記念事業実行委員会50年史  
編纂専門委員会『弘前大学50年史』通史編 平成  
11年 4頁